

通級指導教室における教員の増員を求める意見書

小中学校において、通常の学級に在籍しながら、一部の授業について障がいの状態に応じた特別の指導を「通級指導教室」で受ける教育の形態を望む子どもたちが増えています。

「通級指導教室」による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等を対象にしており、ことば・コミュニケーション・行動面で学習や生活において困っている子どもたちのために、個別の指導を支援しています。

太宰府市において利用している保護者の方からは、低学年の間にその子に合った支援をうけ、先生と共有でき、上級学校に行った時に子どもの成長、発達に大きな影響を与え学校生活が充実したものになったとの声が聞かれます。

毎年10月に翌年度の新設・増設要望調を提出していますが、基準外教職員配置要望どおり配置されず、希望数の全員受け入れを行うには、市費の教員配置で対応し運営を行っています。今後、利用児童・生徒が増えていくことが見込まれます。現状では利用したくても保護者の仕事の都合、車を所持していないことなどで送迎が難しく諦めている方は各学校に設置することを望んでいます。保護者も教員も「通級指導教室」の教員が在籍学級での様子を見て、在籍学級担任教員との情報交換などを行い、支援を一緒に検討することによって学校全体の安定にもつながると考えています。

「通級による指導」は文部科学省が認めている制度です。子どもたちの発達、教育保障の点からも下記の要望事項についてその実現を強く要望いたします。

記

- 1 県においては、教員の増員を早急に行うこと
- 2 教室の増設に係る整備費、備品購入費等の補助を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年3月 日

福岡県知事 小川 洋 様

福岡県教育長 城戸 秀明 様

太宰府市議会議長 橋本 健